

## 第4章 計画の推進

---

## 1. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、守谷市男女共同参画推進条例第9条に基づき、市の推進体制の充実と、市民及び事業者等と連携した推進体制の整備・充実に努めます。

### (1) 庁内推進体制の充実

庁内組織として設置している「守谷市男女共同参画推進会議」において、情報共有と調整を行い、計画を総合的・計画的に推進します。

また、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるため、職員一人ひとりの男女共同参画意識の向上に取り組みます。

### (2) 男女共同参画推進委員会の機能充実

守谷市男女共同参画推進条例第15条に基づき設置している「守谷市男女共同参画推進委員会」において、計画の進捗状況や事業の評価など、計画推進に関する重要事項を審議します。

また、委員へ積極的に情報提供を行い、委員会での審議内容の一層の充実を図ります。

### (3) 市民、事業者等との連携

計画の推進に市民の声が反映されるよう、市民、事業者、各種団体等との連携を図ります。特に、事業者に対して必要な措置を講じていただけるよう連携を深め、適切な情報提供を行います。

### (4) 国、県等関係機関との連携

国、県、その他関係する行政機関と相互に連携を図りながら、先進事例などの情報収集に努めます。

### (5) 計画の周知

あらゆる機会を通じて、家庭、地域、職場、学校など、様々な場でこの計画の周知に努めます。

## 2. 計画の進行管理

計画を実効性のあるものとするため、守谷市男女共同参画推進条例第14条に基づき、施策の実施状況の把握と進捗状況の点検、評価、公表に努めます。

### (1) 進行管理

基本計画に記載された成果指標及び具体的事業について、毎年度、担当課に対して実施状況調査を行い、その進捗状況を把握します。

また、その結果について、「守谷市男女共同参画推進委員会」から評価、提言、助言を受けるとともに、「守谷市男女共同参画推進会議」に報告し、次年度以降の施策の推進に反映します。

### (2) 実施状況の公表

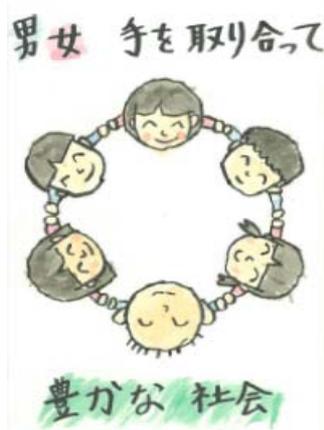
男女共同参画の推進に資するため、基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、様々な機会を通じて市民に広く公表します。



「みんながいまいと喜らせる♪男女共同参画社会に関する絵てがみ」  
 平成26年度優秀賞作品



【小学生の部】 <sup>いとう</sup>伊東 <sup>しおり</sup>詩織 さん



【小学生の部】 <sup>よねむら</sup>米村 <sup>そうま</sup>颯真 さん



【中学生の部】 <sup>いわき</sup>岩城 <sup>ゆうた</sup>勇汰 さん



【一般の部】 <sup>こうさか</sup>高坂 <sup>かすこ</sup>和子 さん